別記様式第１１号

　大津町教育委員会　様

埋蔵文化財包蔵地照会依頼書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提 出 日 | 令和　　年　　　月　　　日 | 　　　　　　　　　受付番号： |
| 依 頼 者 | 住　所 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 担当者 |  |
| 電　話 |  |
| F A X |  |
| E-mail |  |
| 包蔵地確認を行う土地 | 所在地 | 大津町  |
| 現　況 | □造成地　□宅地　□田　□畑　□山林　□道路　□その他（　　　　） |
| 予定工期 | □未定 　□令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで |
| 確認目的 | □不動産鑑定　□開発行為（事前調査を含む）　□予備調査　□その他（　　　 　　　 ） |
| 特記事項 |  |

・・・・・・・・・・・・・・・以下、大津町教育委員会回答欄・・・・・・・・・・・・・・・

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 回 答 日 | 令和 　　年　　　月　　　日　 |  |
| 確認事項 | □包蔵地・遺跡内□包蔵地・遺跡等の隣接地□開発区域及びその周辺に包蔵地・遺跡等はありません |
| 遺跡名： |
| 今 後 の手 続 き | □文化財保護法第93条・94条の届出が必要 | ・当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地です。工事等を行われる際は、文化財保護法に基づき、**工事着工予定日の６０日前までに届出が必要**です。・土地売買等の際は、当該地が包蔵地・遺跡等であることを売り渡し先にお伝えください。・工事の際は、事前に確認調査が必要な場合があります。また、確認調査の結果、本調査が必要になることがあります。 |
| □文化財保護法第93条・94条の届出不要 | ・工事の途中で、遺構や遺物等を発見された場合には、そのままの状態で速やかに大津町教育委員会までご連絡ください。（文化財保護法第96条） |
| ・周知の埋蔵文化財包蔵地の隣接地の場合、念のため試掘調査や立会調査をお願いすることがあります。 |
| □後日回答 | ・教育委員会において協議を行い、後日回答させていただきます。 |
| 特記事項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大津町教育委員会 生涯学習課〒869-1292 大津町大字大津1233番地大津町役場 庁舎2階TEL 096-293-2180／FAX 096-293-9512shougai@town.ozu.kumamoto.jp | 対応者 | 回答状況 |
|  | □窓　 口回答済□Ｆ Ａ Ｘ回答済□E-mail回答済 |

（受付印）